

議案第 99 号

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を削る。

別表第 1 期日前投票所の投票立会人の項の次に次のように加える。

指定病院等の不在者投票における外部立 会人	1 回につき	10,700 円
--------------------------	--------	----------

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項本文若しくは第 48 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 40 条第 1 項本文（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条及び法第 85 条第 1 項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則（平成 18 年山陽小野田市規則第 34 号）第 34 条においてその例によることとされた場合を含む。）、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）第 51 条第 1 項本文若しくは第 60 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 51 条第 1 項本文又は漁業

法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開くべき時刻から閉じるべき時刻まで（以下「投票所等開閉時間」という。）の間に従事した時間（以下「投票所等従事時間」という。）が投票所等開閉時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を投票所等開閉時間数で除して得た額に投票所等従事時間数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

- 2 指定病院等の不在者投票における外部立会人がその職務のために公職選挙法第270条第1項本文（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条、農業委員会等に関する法律第11条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則第34条においてその例によることとされた場合を含む。）又は日本国憲法の改正手続に関する法律第142条第1項本文に規定する届出等の時間の開始時刻から終了時刻まで（以下「届出等時間」という。）の間に従事した時間（以下「外部立会人従事時間」という。）が届出等時間に満たない場合は、当該外部立会人の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を届出等時間数で除して得た額に外部立会人従事時間数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される公の選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された公の選挙又は投票については、なお従前の

例による。

議案第 9 9 号参考資料

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第 1 項の規定にかかわらず、別表第 1 に掲げる投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 0 条第 1 項本文若しくは第 4 8 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 4 0 条第 1 項本文（農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条及び法第 8 5 条第 1 項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則（平成 1 8 年山陽小野田市規則第 3 4 号）第 3 4 条においてその例によることとされた場合を含む。）</u>、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 1 号）第 5 1 条第 1 項本文若しくは第 6 0 条第 3 項の規定により読み替えて準用す</p>

る同法第51条第1項本文又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開かれた時刻から閉じられた時刻まで（以下「開所時間」という。）の間に従事した時間（以下「従事時間」という。）が開所時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額は同表に掲げる報酬の額を開所時間数で除して得た額に従事時間数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

別表第1（第3条関係）

職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)
期日前投票所の 投票立会人	1回につき	11,100円
指定病院等の不 在者投票におけ る外部立会人	1回につき	10,700円
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文若しくは第48条の2第3項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項本文（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則（平成18年山陽小野田

別表第1（第3条関係）

職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)
期日前投票所の 投票立会人	1回につき	11,100円
(略)	(略)	(略)

市規則第34号)第34条においてその例によることとされた場合を含む。)、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第51条第1項本文若しくは第60条第3項の規定により読み替えて準用する同法第51条第1項本文又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開くべき時刻から閉じるべき時刻まで(以下「投票所等開閉時間」という。)の間に従事した時間(以下「投票所等従事時間」という。)が投票所等開閉時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を投票所等開閉時間数で除して得た額に投票所等従事時間数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

2 指定病院等の不在者投票における外部立会人がその職務のために公職選挙法第270条第1項本文

（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条、
農業委員会等に関する法律第11条及び法第85条
第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田
市住民投票条例施行規則第34条においてその例に
よることとされた場合を含む。）又は日本国憲法の
改正手続に関する法律第142条第1項本文に規定
する届出等の時間の開始時刻から終了時刻まで（以
下「届出等時間」という。）の間に従事した時間
（以下「外部立会人従事時間」という。）が届出等
時間に満たない場合は、当該外部立会人の報酬の額
はこの表に掲げる報酬の額を届出時間数で除して得
た額に外部立会人従事時間数を乗じて得た額（その
額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り
捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき
は、これを100円に切り上げる。）とする。